



副会長
吉田 芳春

ダブルメジャーは将来型弁理士像！

今月のことば

木下實三会長は、「従来型の弁理士は1つの分野の専門家であれば十分であったが、知財改革と業務範囲の拡大などに伴って、将来型の弁理士には複数分野の専門家となるべきことが求められている。」としてダブルメジャーの必要性を常々強調している。

ダブルメジャーとしては、業務範囲での複数化のほかに、他の公的資格の取得などが考えられる。

業務範囲での複数化としては、機械や電気の特許専門家がナノや医療とかに特許専門分野を複数化したり、1分野の特許専門家が意匠や商標や著作権などに知財専門分野を複数化することが挙げられる。本会と提携する大学などでの先端研修や本会の各種研修などに積極的に参加することが、ダブルメジャーリーガーになれる近道である。業務内容からみると、例えば機械または意匠のいずれかの知財専門家にとっては、形態の共通性がある不正競争行為やキャラクターなどの知財専門分野においてダブルないしマルチメジャー化が確実に見透しできる。言語が相違している場合には、言語の壁を乗り越えて外国法律などを理解できていけば、国際的な知財専門家たりうる事が明白である。その意味では会員の大部分は既にダブルメジャーに近づいているともいえる。

また、特定侵害訴訟代理権を得た会員は、今まで知財専門家として実務経験を積んできたのであるから、既にダブルメジャーたりうる資格を得ている。そこで、今後取得する会員も含めて十分な訴訟経験を積む必要があるが、訴訟件数には年

monthly word

約600件程度と限りがある。提案ではあるが、訴訟準備には手間がかかるうえに次回準備期日との期間が短縮化されているので、従来型の事務所担当の垣根を越えて訴訟のみを共同担当できるプロジェクトを広く構築できるようになれば、訴訟迅速化に貢献しつつも多数会員が実務経験を積み重ねる機会を得ることができるのではないかと思料している。手始めは地域を超えた訴訟の共同代理の提携であれば容易に行え、専属管轄にも対応可能である。

次に、弁理士資格のほかに他の公的資格を取得することもダブルメジャーの一形式である。

税理士である某会員はダブルメジャーの元祖ともいえるが、本会の総会においていつも鋭い質問をされている。税務の専門家からみれば、われわれの作成した予算・決算の注意点を発見するのは極めて容易であることは想像に難くない。他の公的資格とその実務経験があれば、関連分野においては異なる専門的観点を加味した知財業務を行え、一歩抜け出せることとなる。因みに、某大学のロースクールにおける法律未修者クラスでは、約100人中、医者5名、公認会計士5人（米国会計士2人含む）、弁理士2名（試験合格者1名含む）、司法書士1人が在籍しているようで、司法分野でのダブルメジャー化は顕著である。

現在のところ本会に届け出ている他の国家資格としては次のものが挙げられる。

例えば、弁護士69名、薬剤師51名、技術士19名、建築士12名、司法書士2名、税理士1名、医師

1名、潜水士1名などが申告されている。外国資格としては、米国弁護士2名、英国弁護士1名などが申告されている。少ない感じがしないでもないで、会員の更なる申告を待ちたい。なお、上記数値は、本会ホームページ上の「弁理士リスト検索システム」の項目「弁理士以外に有する国家資格など」として会員から自己申告されている情報に基づくものである（2004年8月16日現在）。

ご承知のとおり、小泉内閣の規制改革・民間開放推進会議では、業務独占資格制度に様々な角度から検討を加えている。弁理士に関係するであろう項目を列挙すると、業務独占範囲の見直し・相互乗り入れ（特定侵害訴訟代理権は措置済み）、合格者数の見直し（他土業を含めて合格者数の制限を行っているとの疑いを持たれないこと）、資格取得の容易化（弁理士試験は試験構造の簡素化で平成12年度に措置済み）、報酬規定の在り方見直し（公認会計士などの報酬規定を会則記載事項から削除）などがある。合格者の大幅増加などの

規制緩和に直面している以上、知財専門家としてダブルメジャーへの道は必須であろう。

私事であるが、上記した潜水士（労働安全法に基づく）の国家資格を有している。きっかけは、神戸震災のときに物資を積んだ船舶がすぐに着岸せずに被災者が困っていたシーンをみたことにある。船舶がすぐに着岸しなかった理由は、岸壁の状態を確認しないと2次災害となるため、水面下での岸壁の状態を確認する潜水士が足りないことにあった。潜水士の試験は、ペーパーだけなので、直ぐに受験し、2度目で合格した。幸い、潜水実技に関してはスキューバダイビングのインストラクター（民間資格）なので、あまり心配していない。ボランティア活動のためであるが、潜水という狭い分野に限っては知財専門家としてのダブルメジャーともいえる。潜水士の資格が何かの時に役立つと信じているが、何もないことが一番である。

平成16年度パテント編集委員を募集

平成16年度パテント編集委員を追加で若干名募集します。

パテント誌は、弁理士による知財専門誌であり、その内容については高い評価を受けるようになってきています。こうした「弁理士のレベルを示すバロメータ」であるパテント誌の作成に関わってみませんか。大変なことも少々ありますが、とてもやりがいのある仕事です。

応募の理由を簡単に記入の上、お名前、登録番号とともに下記連絡先までFAXでご応募ください。選任は、諸般の事情を考慮して正副会長会が行います。

●連絡先：日本弁理士会 広報課

TEL 03-3519-2361 FAX 03-3581-9188

